

災害時の措置について

大雨警報、大雨危険警報、暴風警報又は特別警報（大雨・暴風・暴風雪・大雪）の発令時、また震度5弱以上の地震が発生した場合の保育について

☆大雨警報、大雨危険警報、暴風警報又は特別警報が発令されている場合は、臨時休園です。

※大雨警報、大雨危険警報、暴風警報又は特別警報が解除になり、施設等の安全が確認できた時点で保育を実施します。

☆在園中に大雨警報、大雨危険警報、暴風警報又は特別警報が発令された場合は、子どもの安全を最優先に考え、お迎えに来ていただきます。電車の運休等によりお迎えが難しくなることが予想される場合は、登園前に家庭保育のご検討をお願いいたします。

☆「氾濫警報、氾濫危険警報、氾濫特別警報」その他の災害については、原則として休園しませんが、各園により状況が異なることがありますので、園の指示にご協力をお願いします。

☆在園中に震度5弱以上の地震が発生した場合、ご自身の身の安全を確保の上、お子様のお迎えをお願いします。保護者によるお迎えが難しい場合は、緊急時園児引渡しカードに記載されている方へ引き渡しをします。

☆午前0時以後に和泉市域で震度5弱以上の地震が発生した場合は、臨時休園です。震度4以下の地震が発生した場合のうち、安全確保が困難である場合は、ご家庭の判断により、自宅待機をお願いします。ただし、午前0時以前であっても、震度7クラスの大地震が発生した場合は、臨時休園をすることがあります。

☆2・3号については、子どもの安全を最優先に考えた上で、被災状況及び施設や周辺の通園経路等の安全が確認できた時点で保育を実施します。園により保育実施が異なることも想定されますのでご理解ください。

・午前10時までに保育実施の場合は給食を提供します。

・午前10時以降に保育実施の場合は、弁当持参または食事を済ませて登園してください。

台風接近が予想される場合や被災状況により通常通りの昼食・間食の提供ができないこともありますのでご理解ください。

緊急時園児引渡しカードについて

☆地震や津波、氾濫等緊急を要する大災害が起きた場合、子どもの安全を最優先するため、保護者以外の方が自主的に迎えに来ていただく際に使用する大切なカードです。ご家族で十分に話し合って決定していただき、引き渡し者にもご理解いただきますようお願いします。また、提供していただいた内容が変更になった場合は速やかにお知らせください。

◎園からの情報については、メール等で連絡させていただきますので、和泉市メールマガジンへの登録にご協力ください。通信困難な場合も予想されますが、まずは安全確保を最優先に判断をお願いします。